

福島における避難指示解除と本格復興に向けて

平成28年7月

内閣府

原子力被災者生活支援チーム

避難指示区域の変遷

1

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 平成23年4月

- ・警戒区域（福島第一から半径20km）
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- ・計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）
【立入可、宿泊原則禁止】
- ・緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
【避難の準備、立入可、宿泊可】

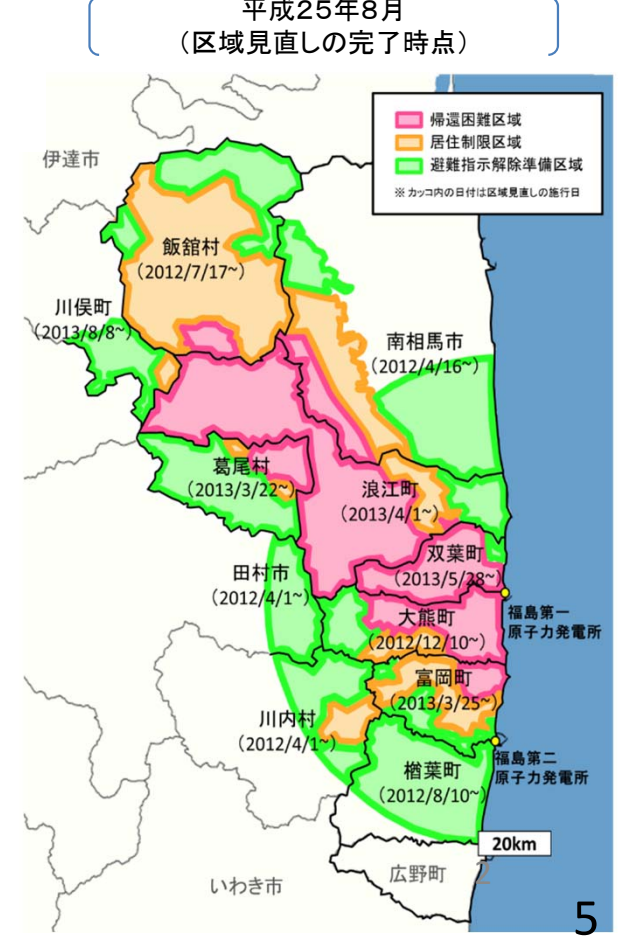
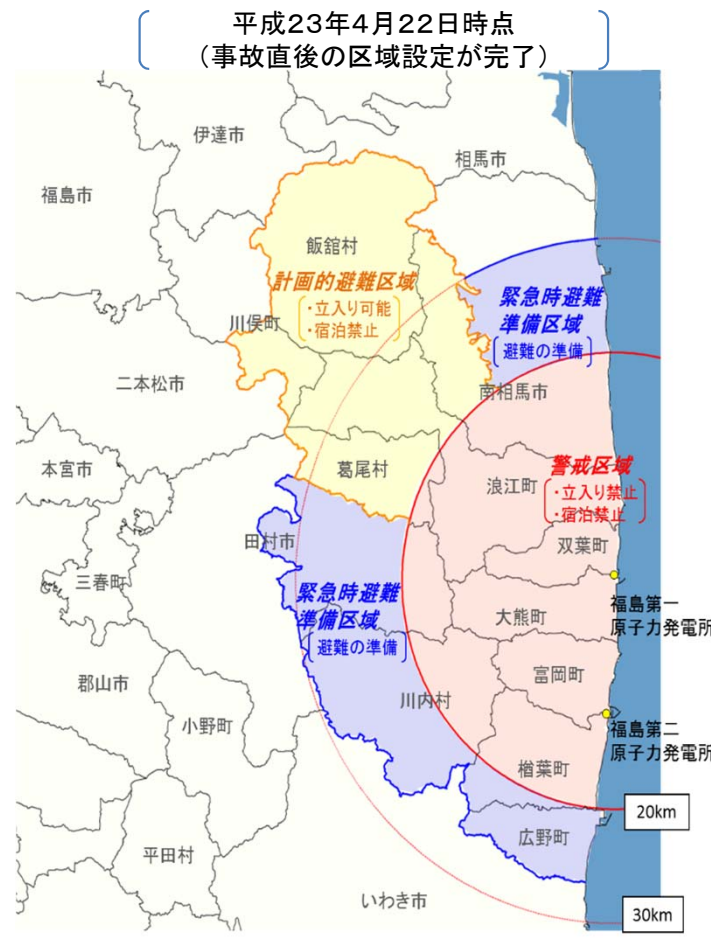
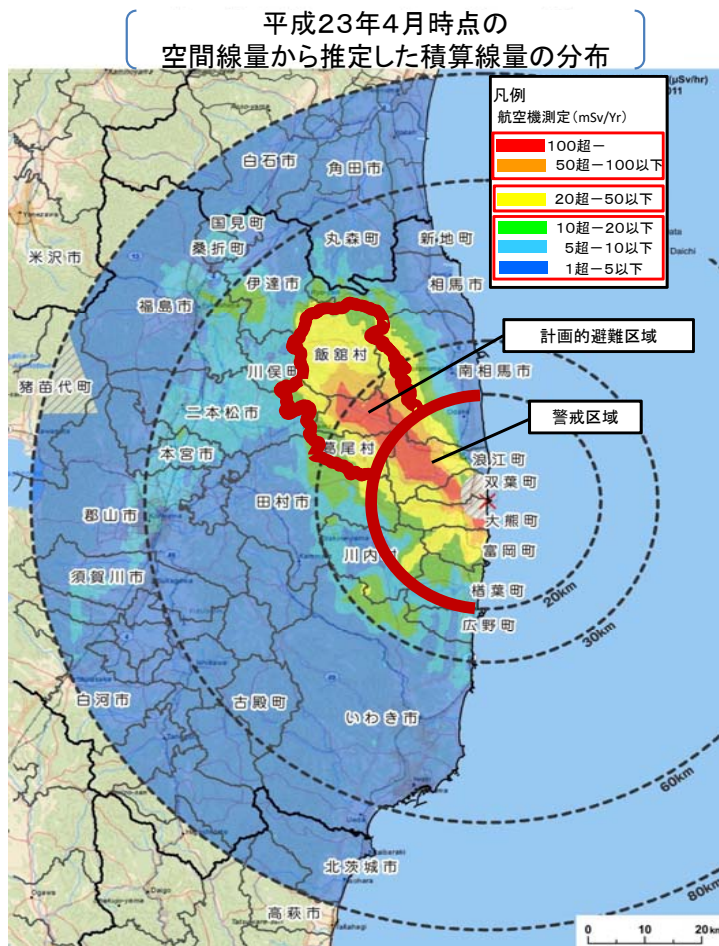
3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

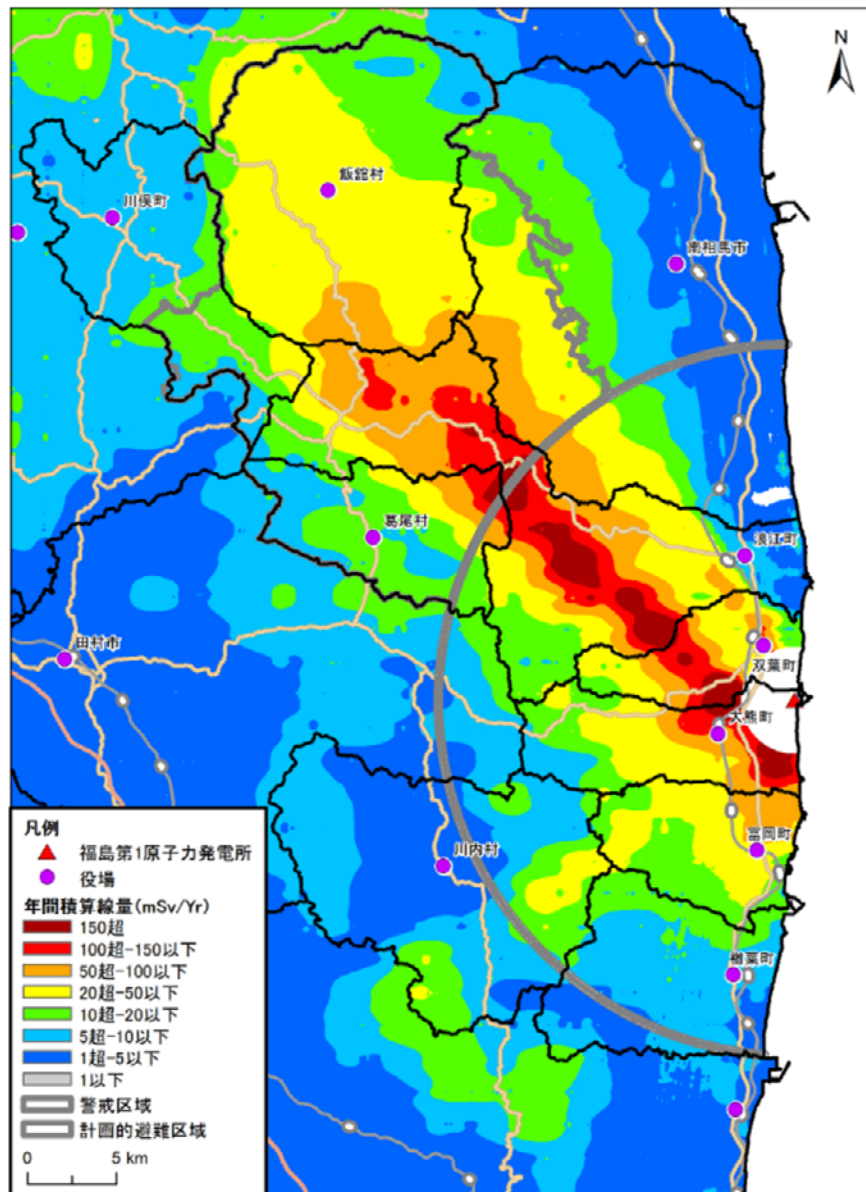
5. 避難指示区域の見直しの実施

- ・**帰還困難区域**（放射線量が50mSv/yを超える区域）
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
- ・**居住制限区域**（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- ・**避難指示解除準備区域**（放射線量が20mSv/y以下）
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

平成25年8月、避難指示区域の見直しは、被災11市町村ですべて完了（各市町村で、地区毎に住民説明会を実施（約200回））

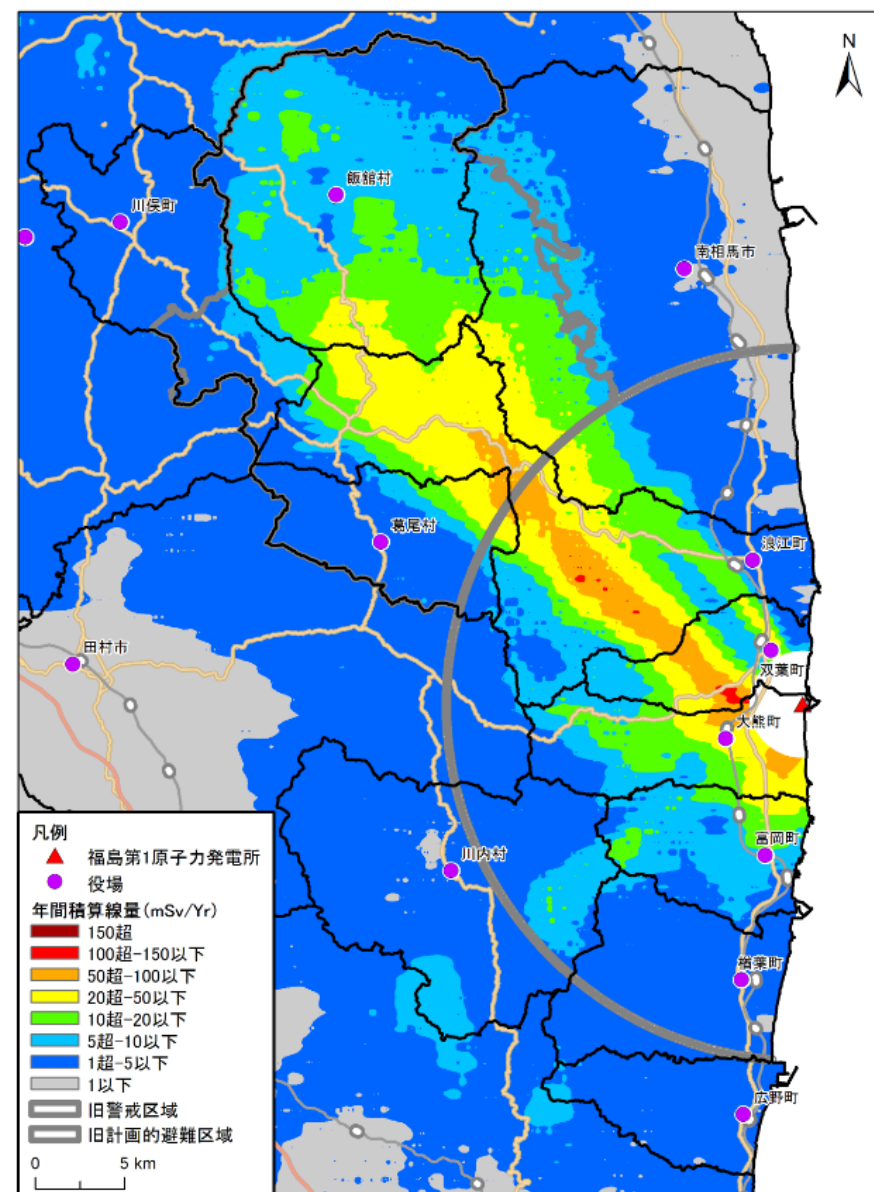


平成23年11月5日時点の線量分布



4年後

平成27年11月4日時点の線量分布



※第4次航空機モニタリング(平成23年12月16日公表)及び第10次航空機モニタリング(平成28年2月2日公表)の結果を基に内閣府原子力被災者生活支援チームが作成。

○ 避難指示の解除＝復興の本格化

- 避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置です。この結果、住民の方々には、長期にわたり不自由な避難生活を強いているのが現状です。
- 避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものです。
- ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって帰還を強制されるものではありません。
- また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。国としては、避難指示の解除後も、政府一丸となって、復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。

○ 避難指示解除の3要件（原子力災害対策本部決定 平成23年12月）

- ① 空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であること
- ② 日常生活に必須なインフラ（電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など）や生活関連サービス（医療、介護、郵便など）が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③ 県、市町村、住民との協議

(1) 早期帰還支援

- 避難指示解除準備区域・居住制限区域について、遅くとも事故から6年後(29年3月)までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速
- 避難指示解除時期に関わらず、事故から6年後解除と同等の精神的損害賠償の支払い

(2) 新生活支援

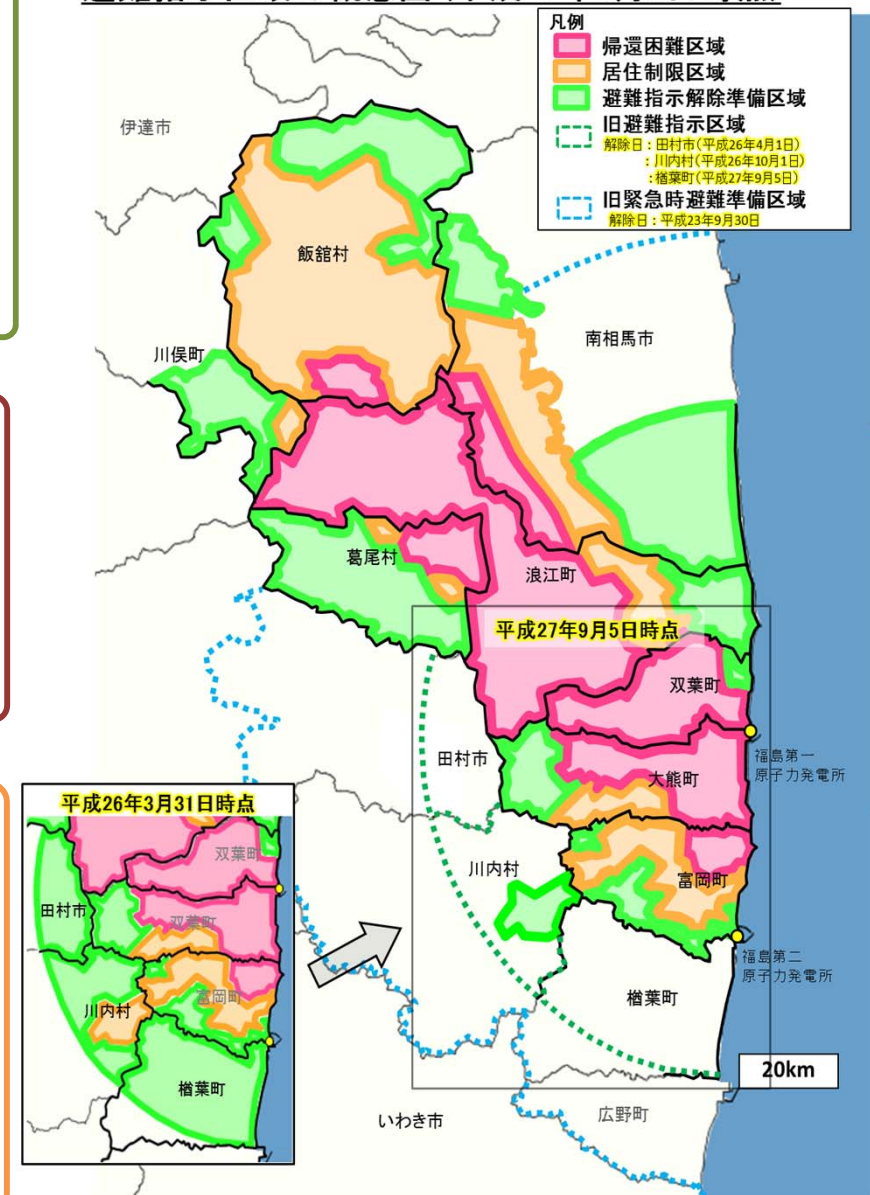
- 復興拠点の迅速な整備に向けた支援策の柔軟活用・ワンストップ対応
- 「福島イノベーション・コースト構想」の具体化
- JR常磐線のできるだけ早期の全線開通

(3) 自立支援

平成27・28年度の2年間において、特に集中的に支援を展開し、原子力災害により生じている損害の解消を図る。

- 自立支援策を実施する新たな主体の創設
- 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
- 営業損害・風評被害への賠償等に関する対応

避難指示区域の概念図(平成27年9月5日時点)



(1) 田村市：平成26年4月1日 避難指示解除準備区域を解除

- ・ 転入等も含め人口の64%、世帯の74%^(注1)の方が居住<20km圏内>（平成28年5月末時点）。
- ➡ コミュニティの再生支援等、復興に向けた取組を継続中。

(注1) %は田村市の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合

(2) 楡葉町：平成27年9月5日 避難指示解除準備区域を解除

- ・ 全住民の方が避難した自治体としては初めての避難指示解除。
- ・ 人口の8%、世帯の13%^(注2)の方が帰還（平成28年7月4日時点）。
- ➡ 避難指示解除後も、働く場の確保の支援等、復興に向けた取組を加速。

(注2) %は平成27年9月4日時点における楡葉町の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合

(3) 葛尾村：平成28年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域の解除

川内村：平成28年6月14日 避難指示解除準備区域の解除

(平成26年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し)

南相馬市：平成28年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域の解除

(平成28年5月31日 第40回原子力災害対策本部会議で決定)

- ➡ 避難指示の解除後も政府一丸となり復興に向けた施策を展開。

(4) 飯館村：平成29年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除予定

- ・ 村、村議会の要望を踏まえ、平成29年3月31日の避難指示解除を決定。また、平成28年7月1日から帰村の準備のための長期の宿泊を開始。

(5) 川俣町：ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊（準備宿泊）※を実施

- ・ 平成27年8月31日に準備宿泊を開始。避難指示解除まで当面、延長中。

＜準備宿泊の実施状況＞

- 登録人口世帯：112人（40世帯）※登録人口世帯数は平成28年7月19日時点
- 人口世帯数：1193人（555世帯）※人口世帯数は平成27年8月1日時点

※「準備宿泊」は、避難指示の解除後、ふるさとでの生活を円滑に再開するための準備作業を進めやすくするため、本来、避難指示区域内で禁止されている自宅等での宿泊を特例的に可能とする制度。

(6) 富岡町・浪江町：帰還に向けた環境整備

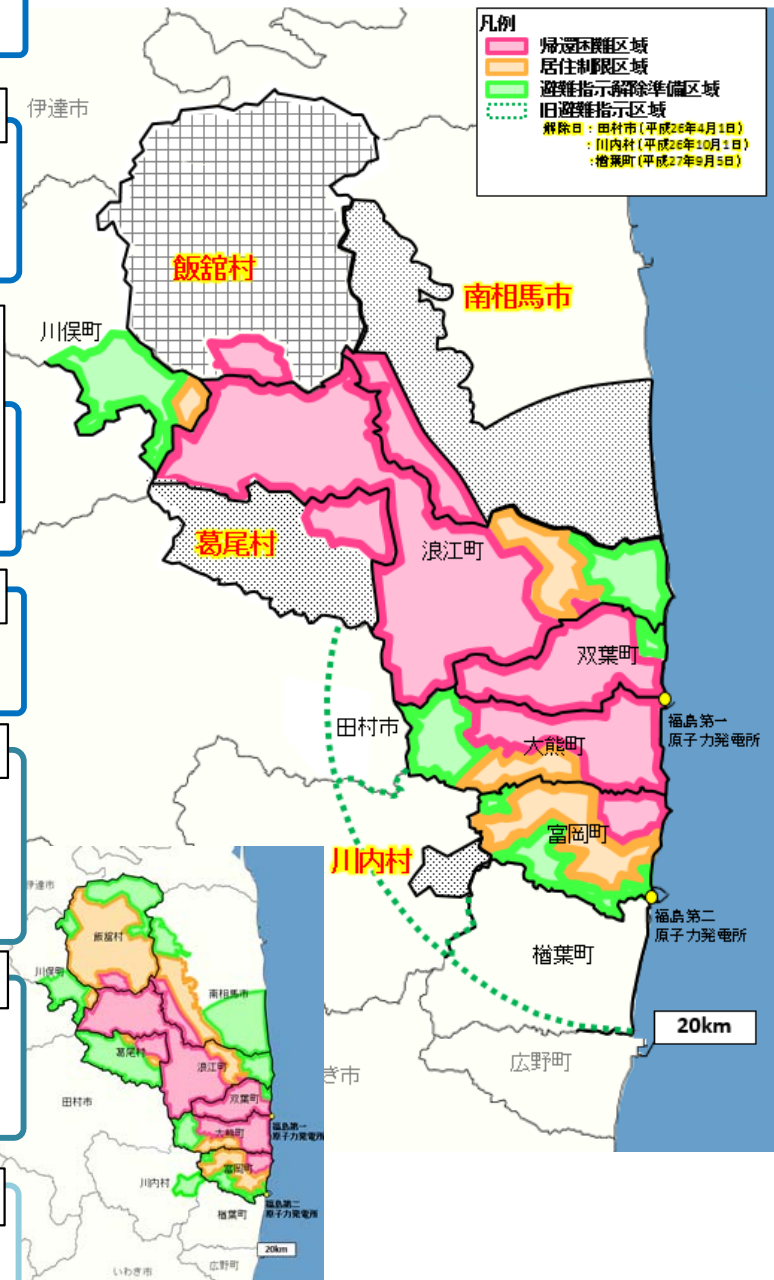
- ・ 富岡町 春のお彼岸（3月17日～3月23日）、お花見（4月6日～4月17日）及びゴールデンウィーク（4月29日～5月8日）において、特例宿泊を実施。7月23日～8月21日も実施予定。
- ・ 浪江町 9月1日～9月26日に特例宿泊を初めて実施予定。

※「特例宿泊」は、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、本来認められていない住民の宿泊を、年末年始、お盆等の時期に限り、特例的に認める制度。

(7) 大熊町・双葉町（町の96%が帰還困難区域(人口ベース)）：帰還困難区域の取扱いを検討

- ・ 大熊町 8月11日～8月16日に特例宿泊を初めて実施予定。
- ・ 帰還困難区域の取扱いについて、放射線量の見通し、住民の方々の帰還意向、復興の絵姿等を踏まえ、今年の夏までに国の考え方を明示。

避難指示区域の概念図



● 帰還困難区域についてのこれまでの政府方針

- ① ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について
(H23.12.26 原災本部決定) (抄)

(区域の定義及び性格)

- (i) 長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域を「帰還困難区域」に設定する。
- (ii) 同区域においては、将来にわたって居住を制限することを原則とし、線引きは少なくとも5年間は固定することとする。
ただし、その場合であっても、将来時点における放射性物質による汚染レベルの状況、関連する市町村の復興再生のためのプランの内容やその実施状況などによっては、その取扱いについて見直しを行うことを検討する。

- ② 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂 (H27.6.12 閣議決定) (抄)

2. 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する

(3) 帰還困難区域の今後の取扱い

帰還困難区域の今後の取扱いについては、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、引き続き地元とともに検討を深めていく。

この中で、放射線量の低減を踏まえた復興拠点となる地域について避難指示区域の見直し等を早急に検討していく。また、同区域における、復興に不可欠な広域的インフラや復興拠点における個別の除染及び廃棄物処理を含む復旧・復興の取組については、復興のインフラ整備・生活環境整備という公共事業的観点から地域再生に向けたものとして実施する。

● H28.3.10「総理会見」(抄)

「帰還困難区域においても放射線量が低下していることがモニタリングで明らかとなっています。地元の皆様のふるさとへの想いをしっかりと受け止めながら、区域見直しに向けた国の考え方を今年の夏までに明確に示したいと考えております。」

⇒ これらを踏まえて、今後、関係省庁と連携しつつ、検討を進めていく。

避難指示解除に向けた主要課題

- 上下水道・井戸掘削
- 住宅（家屋解体・リフォーム）
- 教育
- まちづくり（復興拠点、医療・介護体制、買物環境など）
- リスクコミュニケーション
- 除染
- 自立支援（商工業）
- 産業の復旧・復興支援
- 営農再開

田村市

平成26年4月1日 避難指示解除準備区域を解除

<復興に向けた取組>

【コミュニティの再生】

平成25年7月に発足した田村市復興応援隊がコミュニティ再生に向けた交流活動等を実施中。



【6次化産品開発・販売】

卵・えごまのスイーツの販売店(都路スイーツゆい)が平成28年3月24日に開店。

川内村

平成28年6月14日 避難指示解除準備区域を解除

※平成26年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し。
<人口の66%、世帯の61%^(注)の方が帰還(川内村全域)(平成28年7月1日時点)>

<復興に向けた取組>

【福祉施設】

「特別養護老人ホームかわうち」が平成27年11月に開所。平成28年4月時点で74名の方が利用中。



(注) %は川内村の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合

>

新たな商業施設「YO-TASHI」(コンビニ、惣菜店等)が平成28年3月15日に開店。



【教育環境の充実】

川内中学校敷地内において、室内型村民プールが平成28年4月にオープン。



楡葉町

平成27年9月5日 避難指示解除準備区域を解除

医療環境の確保

平成28年2月1日、県立診療所(内科、整形外科)が開所。



金融機関の再開

平成28年4月21日、東邦銀行の楡葉町支店が営業再開。



<復興に向けた取組>

福祉施設の再開

平成28年3月30日、特別養護老人ホームリリー園が再開。



イノベーション・コースト構想

平成27年10月19日、福島第一原発の廃炉を円滑に進めていくための試験設備として、遠隔技術開発センターが開所。平成28年4月より本格運用開始。



宿泊施設の整備

平成27年9月19日、レストランを兼ね備えた宿泊施設と露天風呂のある温泉施設がリニューアルオープン。



働く場の確保

住鉱エナジー・マテリアル(株)が工業団地内で平成28年3月24日に竣工。47名の地元出身者を採用。



南相馬市

平成28年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

<復興に向けた取組>

【医療・保健施設】

平成26年4月より小高病院が再開。
平成28年4月からは週5日の外来診療を再開。



【交通環境】

JR常磐線の原ノ町～小高駅間が、7月12日に再開。ジャンボタクシーの運行を実施中。



【買物環境】

平成27年9月「東町エंगाワ商店」(お弁当、生活必需品等)が開店。



【放射線不安に対する取組】

平成27年9月より放射線健康相談員による戸別訪問を開始し放射線健康相談窓口も開設。



葛尾村

平成28年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

<復興に向けた取組>

【福祉施設】

平成28年6月1日より地域福祉センター(みどり荘)がデイサービス等を再開。



【金融機関】

平成28年3月1日よりJA福島さくら葛尾支店が業務を再開。



【飲料水の安全・安心確保】
井戸掘削等の対策を実施。



【憩いの場】

平成28年5月11日よりせせらぎ荘が憩いの場としてサロンの運営を開始。



川俣町

平成27年8月31日に準備宿泊を開始。避難指示解除まで当面、延長中

<準備宿泊の実施状況>

-登録人口世帯：112人(40世帯) ※登録人口世帯数は平成28年7月19日時点
-人口世帯数：1193人(555世帯) ※人口世帯数は平成27年8月1日時点

<復興に向けた取組>

【飲料水の安全・安心確保】

井戸掘削等の対策を実施。



防犯対策】

平成27年8月末に駐在所が日中の業務を再開。平成28年3月に夜間の常駐も再開。



飯舘村

平成29年3月31日の避難指示解除を決定。

平成28年7月1日から長期の宿泊を開始。

<長期宿泊の実施状況>

-登録人口世帯数：308人(137世帯) ※登録人口世帯数は平成28年7月19日時点
-人口世帯数：6275人(282世帯) ※人口世帯数は平成27年9月5日時点

<復興に向けた取組>

【医療施設の整備】

平成28年9月、医療機関「いいたてクリニック」が診療を再開する方針。



【役場の再開】

平成28年7月1日に村役場が避難先(福島市飯野)から元の役場へ帰還し、業務を再開。



富岡町

春のお彼岸（3月17日～3月23日）の時期に特例宿泊を初めて実施。お花見（4月6日～4月17日）及び ゴールデンウィーク（4月29日～5月8日）においても実施。7月23日～8月21日に夏期の特例宿泊を実施予定。

＜特例宿泊の実施状況＞（GW）

-登録人口世帯数：73人（32世帯）※ 登録人口世帯数は、平成28年5月9日時点
-人口世帯数：13919人（5549世帯）※ 人口世帯数は、平成27年10月1日時点

＜復興に向けた取組＞

【複合商業施設の整備】
平成28年11月に複合商業施設が開設予定。



（イメージ図）

【町立診療所の整備】
平成28年10月、診療所が町内に開所予定。



（イメージ図）

【イノベーション・コースト構想】
平成27年8月、JAEA廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟の富岡町への立地が決定。



（イメージ図）

浪江町

復興まちづくり計画で目標としている平成29年3月の帰還を目指し、除染作業やインフラ復旧作業など復興に向けた取組を加速。9月1日～26日に特例宿泊を初めて実施予定。

＜復興に向けた取組＞

【営農再開に向けた取組】
平成27年11月、浪江町産のコメが震災後初めて販売。



【買物環境の整備】
平成28年10月、仮設商業施設を開設予定。



※仮設商業施設・診療所は、浪江町役場敷地内に開設予定

【町立診療所の整備】
平成29年3月、診療所を開所予定。



（イメージ図）

大熊町

大川原地区から帰還に向けた環境整備を進める方針であり、除染作業やインフラ復旧作業など復興に向けた取組を加速。8月11日～16日に特例宿泊を初めて実施予定。

＜復興に向けた取組＞

【給食センター】

平成27年3月、福島第一の作業員約3千人分の食事を提供する給食センターが稼働。



【大規模太陽光発電施設】

平成27年12月、「大熊町ふるさと再興メガソーラー発電所」において発電開始。



双葉町

中野地区から帰還に向けた環境整備を進める方針であり、除染作業やインフラ復旧作業など復興に向けた取組を加速。

＜復興に向けた取組＞

【復興まちづくり長期ビジョン(平成27年3月)】



復興産業拠点（中野地区）の整備イメージ

双葉駅西口（新市街地）の整備イメージ



【一時帰宅者用の休憩施設】
平成27年8月、「双葉町ふれあい広場」がオープン。



「相談員」の役割

○「相談員」は、被災住民の方々が放射線に向き合いながら生活していくために、住民の身近で、様々な相談に応じ、その自発的な活動を支援する。

◎相談員の具体的な役割（例）

- 放射線量測定
個人線量計、サーベイメータ等の各種機器の貸し出しや使用方法の解説や測定補助を行う。
- 測定結果の丁寧な説明
放射線を健康問題に関わる要因の一つとしてとらえ、戸別訪問等を通じて一人一人の放射線量測定結果を納得いくまで丁寧に説明する。
- 住民の関心・要望等の聞き取り
戸別訪問等を通じて放射線や生活再建等に関する様々な関心・要望等を聞き取り、集約する。
- 住民の関心・要望等に向き合った対応策の提案
相談員自身がアドバイスを رفتたり、行政や専門家につないだり、あるいは、コミュニティ単位で行うプロジェクト（例：個人線量の把握・管理、ストレス解消の取組など）の提案を行い、個々の住民の関心・要望等の解決につなげていく。

【参考④】避難指示解除後の帰還状況について

12

(1) 田村市（都路町） ＜平成26年4月1日 避難指示解除準備区域を解除＞

		平成26年 5月末	平成26年 8月末	平成26年 11月末	平成27年 2月末	平成27年 5月末	平成27年 8月末	平成27年 11月末	平成28年 2月末	平成28年 5月末
20㌔圏 (旧避難指示解除準備区域)	帰還人口	81人 (23%)	117人 (33%)	133人 (39%)	146人 (43%)	193人 (57%)	198人 (58%)	204人 (61%)	203人 (61%)	212人 (64%)
	帰還世帯	34世帯 (30%)	47世帯 (42%)	53世帯 (48%)	58世帯 (51%)	70世帯 (63%)	76世帯 (68%)	77世帯 (68%)	78世帯 (69%)	82世帯 (74%)
30㌔圏 (旧緊急時避難準備区域)	帰還人口	1,332人 (56%)	1,403人 (59%)	1,432人 (61%)	1,464人 (63%)	1,507人 (66%)	1,504人 (66%)	1,492人 (66%)	1,492人 (66%)	1,547人 (69%)
	帰還世帯	566世帯 (69%)	595世帯 (72%)	603世帯 (73%)	613世帯 (75%)	616世帯 (75%)	613世帯 (75%)	611世帯 (76%)	613世帯 (76%)	640世帯 (80%)

出所：田村市調べ（田村市が都路地域の行政区長に依頼し実施した調査）

注：％は、それぞれの時点における都路町の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合であり、帰還人口、帰還世帯は、現在都路町に居住実態のある住民の数であり、震災後に転入してきた者等を含む。

(2) 川内村 ＜平成26年10月1日 旧避難指示解除準備区域を解除、平成28年6月14日 荻・貝ノ坂地区（旧居住制限区域）を解除＞

		平成26年 10月1日	平成27年 2月1日	平成27年 4月1日	平成27年 6月1日	平成27年 9月1日	平成27年 12月1日	平成28年 3月1日	平成28年 4月1日	平成28年 5月1日	平成28年 6月1日	平成28年 7月1日
川内村 全域	帰還人口	1,543人 (56%)	1,584人 (58%)	1,602人 (59%)	1,615人 (59%)	1,661人 (61%)	1,735人 (63%)	1,769人 (64%)	1,779人 (65%)	1,781人 (65%)	1,793人 (65%)	1,820人 (66%)
	帰還世帯	603世帯 (52%)	611世帯 (53%)	618世帯 (53%)	624世帯 (53%)	657世帯 (55%)	711世帯 (58%)	748世帯 (60%)	748世帯 (60%)	752世帯 (60%)	761世帯 (61%)	774世帯 (61%)

出所：川内村調べ（村内に生活拠点を戻した村民を帰還人口としてカウントし、集計）

注1：％は、それぞれの時点における川内村の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合であり、帰還人口、帰還世帯は、現在川内村に居住実態のある住民の数であり、震災後に転入してきた者等を含む。

注2：村に聞き取ったところ、福島第一原発から20km圏内で生活している方は32世帯58人（平成28年7月1日時点）。

(3) 楡葉町 ＜平成27年9月5日 避難指示解除準備区域を解除＞

		平成27年 10月20日	平成27年 12月4日	平成28年 1月4日	平成28年 2月4日	平成28年 3月4日	平成28年 4月4日	平成28年 4月28日	平成28年 6月3日	平成28年 7月4日
楡葉町 全域	帰還人口	321人 (4%)	388人 (5%)	421人 (6%)	440人 (6%)	459人 (6%)	473人 (6%)	503人 (7%)	536人 (7%)	600人 (8%)
	帰還世帯	203世帯 (8%)	235世帯 (9%)	247世帯 (9%)	256世帯 (10%)	265世帯 (10%)	273世帯 (10%)	287世帯 (11%)	311世帯 (12%)	344世帯 (13%)

出所：楡葉町調べ（町内に生活拠点を戻した町民を帰還人口としてカウントし、集計）

注：％は、平成27年9月4日時点における楡葉町の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合。

○ 震災の影響により、建設が遅れていた常磐自動車道について、平成27年3月1日に全線開通が実現。開通式典には、安倍総理も出席。

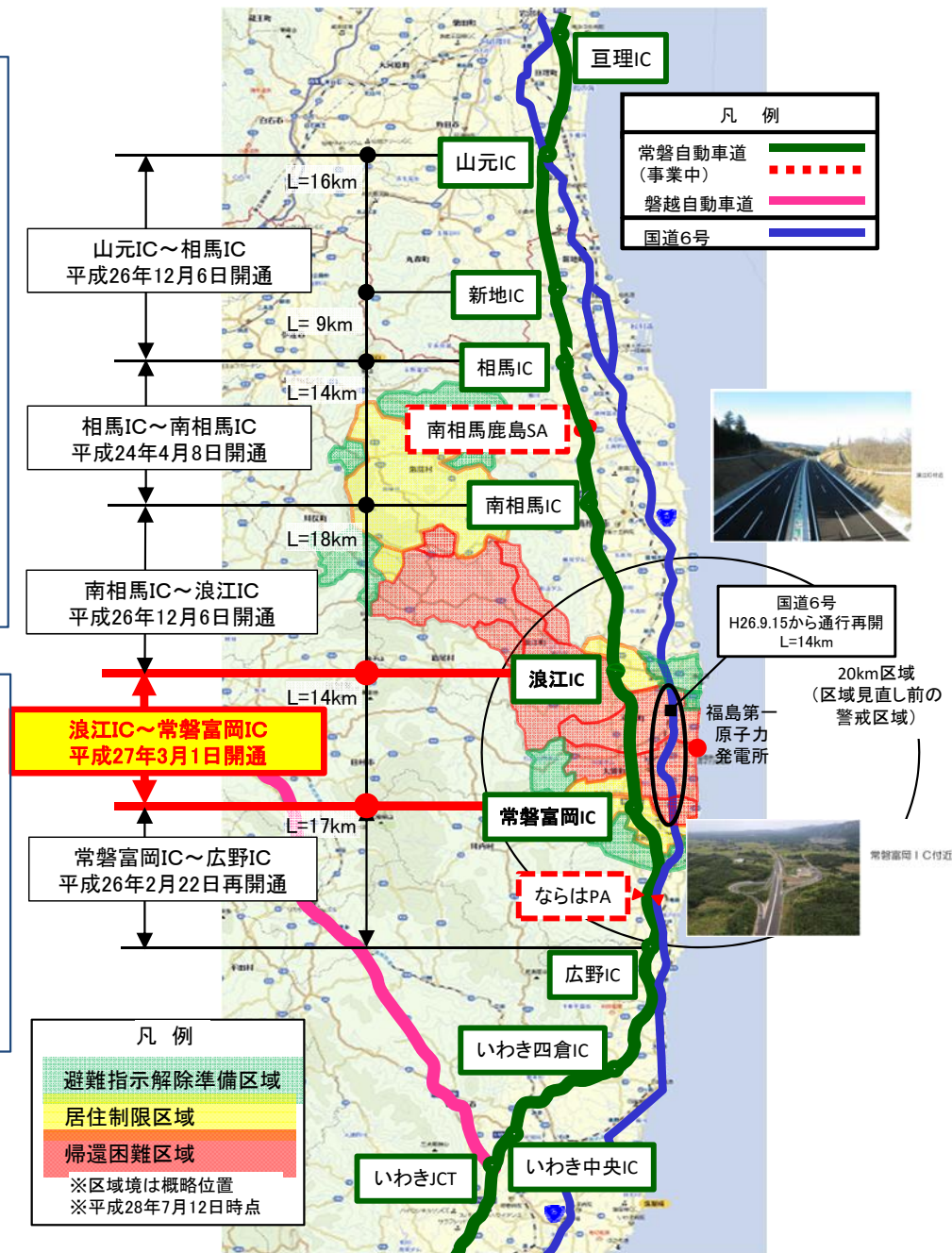
- 常磐自動車道の全線開通により
- ・震災により南北に分断された地域（浜通り）の連結
 - ・沿線の企業立地の更なる増加
 - ・中間貯蔵施設への輸送効率向上
- など、復旧・復興の一層の加速化が期待される。

開通式典における安倍総理コメント(要旨)

「全線開通は福島復興のシンボルと、仙台と首都圏がつながるといふ2つの大きな意味がある。福島復興の起爆剤にしていかなければならない」

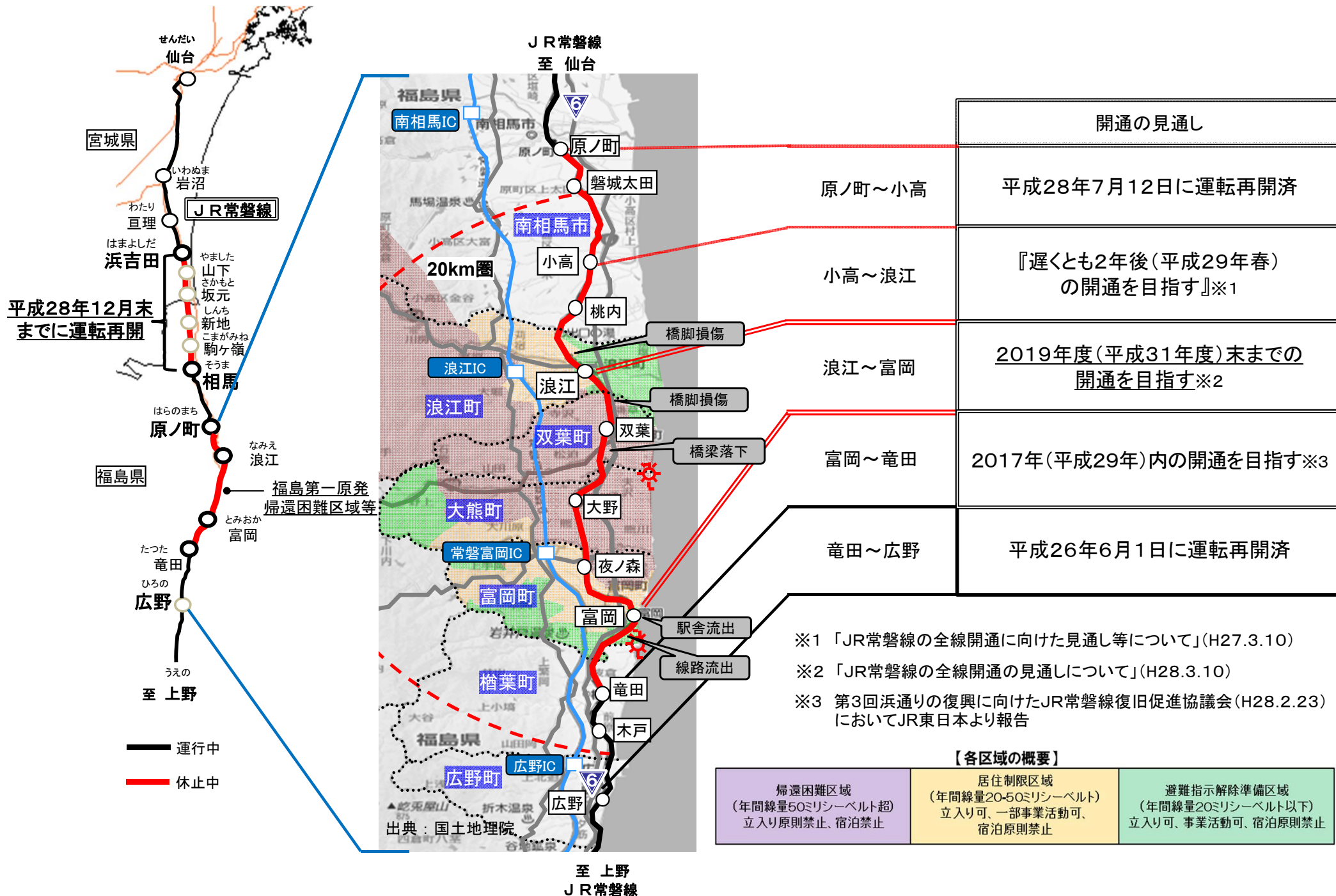


「常磐道の開通で人やモノの流れが活発になる。政府として決意を新たに復興を加速させていく」



JR常磐線(避難指示区域内)の開通の見通し

14



- 福島イノベーション・コースト構想は、浜通り地域を中心とする地域経済の復興に向け、新技術・新産業の創出を目指し、平成26年6月に策定。
- 廃炉やロボットに関する関連施設など新たな雇用・産業の核となる拠点の整備は着実に進展。



- イノベーション・コースト構想で整備される各拠点等を核として、地域での産業集積や生活環境等の周辺環境整備を図り、自立的な経済復興を実現する方策を検討するため、本年 2 月に「拠点を核とした産業集積及び周辺環境整備に係る検討会」（座長：小沢喜仁 福島大学副学長）を設置。
- 5 月 25 日の第 4 回検討会にて「議論の整理」をとりまとめ。

「議論の整理」のポイント

1. 産業集積に向けた取組

- 被災事業者の事業再建支援の、強力かつ継続的な実施が必要。
- 加えて、拠点の徹底活用やイベント開催等により、多様な人や企業を呼び込み（交流人口の増加）、地元を巻き込んで技術開発などが活発に行われる環境整備が重要。中長期的には、福島復興に向けた学術研究の国際的な中核づくりも検討すべき。
- さらに、創業等の環境整備や企業立地の促進により、交流人口の地域への定着を図っていくべき。

2. 住居・宿舍、交通手段などの環境整備

- 各拠点施設を訪れる研究者、技術者や、立地企業の技術者、作業員等が、それぞれニーズにあわせ、快適に生活できる環境整備が必要。
- このために、住居・宿舍等の現状と需要見通し等を詳細に調査し、年内目途に環境整備の方策をとりまとめるべき。また、拠点への交通手段確保についても検討すべき。

3. 農林水産分野イノベーション・プロジェクトの推進

- 現場ニーズを踏まえてロボットトラクタ等の開発を進めるとともに、国、県、市町村など関係者が一丸となって、先導的なプロジェクトの具体化を促進すべき。

4. 基本的な方針の共有、関係主体間の連携調整のための協議会創設

- 関係者間で構想全体の基本的方針を立案・共有し、実行に向けた連携を調整する場として、協議会の創設が必要。

- 平成27年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
- チーム員は総勢180人体制（平成28年4月1日現在）。県内（福島、郡山、いわき）及び都内の計4拠点に常駐。
- 12市町村の被災事業者を対象に個別訪問・支援を実施中。
- これまで訪問に同意をいただいた事業者を中心に個別訪問を実施。5月26日までに**3,621件**の事業者を訪問。
- このうち、将来地元で事業再開したいという意向をお持ちの方は**43%**（既に地元で事業再開済みの方を含む）

＜官民合同チームの体制＞

協議会（原災本部長決定により設置）

- ・原子力災害現地対策本部長
- ・福島県副知事
- ・（一社）福島相双復興準備機構理事長

【事務局】原子力災害現地対策本部事務局長

【関係者（オブザーバー）】

- ・福島復興再生総局事務局長
- ・経済産業省東北経産局長
- ・農林水産省東北農政局長
- ・（独）中小企業基盤整備機構理事

（設置及び運営に係る事項の決定）



（8/24協議会）

（訪問員）

（意見等）

- ・原子力被災12市町村
- ・福島県各経済団体 等

官民合同チーム

チーム長：福井 （一社）福島相双復興準備機構理事長

副チーム長：立岡 前経済産業事務次官

【事務局】

原子力災害現地対策本部
事務局長

国
（原子力災害対策本部 等）

福島県

（一社）福島相双復興準備機構

企画調整グループ

訪問グループ

コンサルティンググループ

営農再開グループ

親和性の高い案件のコンサルティングについては協働

- 事業者への個別訪問等を通じて得られた声を踏まえて、被災事業者の実情に応じた支援事業を実施。

1. 事業者の方々に寄り添った訪問・相談支援体制の強化

官民合同チームにおける、専門家による訪問、相談支援体制を強化。コンサルタント、税理士等の専門家チームを構成し、事業再開、承継・転業、生活再建等の課題について、事業者に寄り添った専門的な支援を実施。



2. 事業・生業の再開、新規開業等を行う方々への思い切った支援

被災12市町村での事業再開や新規開業に向けて、設備投資への支援、人材確保のための事業者のニーズと求人者とのマッチング支援、販路開拓等の支援を実施。

3. 事業の再開に至らなかった方々への新たな生きがい・やりがい創出

事業を譲渡された方々、事業再開に至らなかった方々等の“生きがい”、“やりがい”を生む、地域やコミュニティ再生の取組に対する支援を実施。（例：地元地域の農・商工産品等を活用した取組、技術の伝承等）

4. 需要の確保、商圈回復へ向けたまちづくり

市町村が各々の実情を踏まえて実施する、地元事業者からの購入を促すなどの需要喚起や住民の帰還を後押しする取組に対する交付金や、地元商店による共同配達や医療サービス等の移動・輸送手段等の支援を実施。

被災事業者の自立支援事業

I 事業者の方々に寄り添った訪問・相談支援の強化

- 官民合同チームにおける、専門家による訪問、相談支援体制を強化。コンサルタント、中小企業診断士等の専門家を交えたチームを構築し、事業再開、承継・転業、生活再建等の課題について、事業者寄り添った訪問・相談支援を実施。

II 事業・生業の再開等を行う方々への思い切った支援

- 1 2 市町村内外からの人材確保に向け人材コーディネーターによるマッチング、事業再開等に要する設備投資等の費用の一部補助、販路開拓や新ビジネス創出に向けた事業者間マッチングなど、事業再開等を支援する以下の事業を実施。
 - ①人材マッチングによる人材確保支援
 - ②中小・小規模事業者の事業再開等支援
 - ③6次産業化等に向けた事業者間マッチング・経営者の右腕派遣
 - ④商工会議所・商工会の広域的な連携強化
 - ⑤地域の伝統・魅力等の発信

III 事業を譲渡される方々、事業再開に至らなかった方々の新たな生きがい・やりがい創出

- つながり創出を通じた地域活性化支援事業
地域のひとと人のつながり回復を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組（例えば、地元地域の農・商工産品等を活用した取組、地域の防犯パトロール、技術の伝承など）を行うグループ等の活動を支援。

IV 事業者の帰還や事業再開を後押しする需要の喚起

- 事業再開・帰還促進事業
市町村が各々の実情を踏まえ実施する、地元事業者からの購入を促す取組など需要喚起や住民の帰還を後押しする取組に関して、市町村へ交付金を交付。
- 生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保支援
地元商店による共同配達や医療サービス等の移動・輸送手段等の支援。

イノベーション・コースト構想関連の主な事業

ロボットテストフィールド

- 福島浜通り地域において、福島県の重点産業であるロボット分野の地元中小企業や県外先進企業による産業集積を構築し、被災地の自立と地方創生のモデルを形成するため、ロボットテストフィールド及び研究開発施設等を整備する。



イメージ図

共同利用施設（ロボット技術開発等関連）

- 福島県浜通り地域においてロボット分野等の先進的な共同利用施設の整備、設備等の導入等を行う。



イメージ図

地域復興実用化開発等促進事業

- ロボット技術等イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。

企業立地関連の主な事業

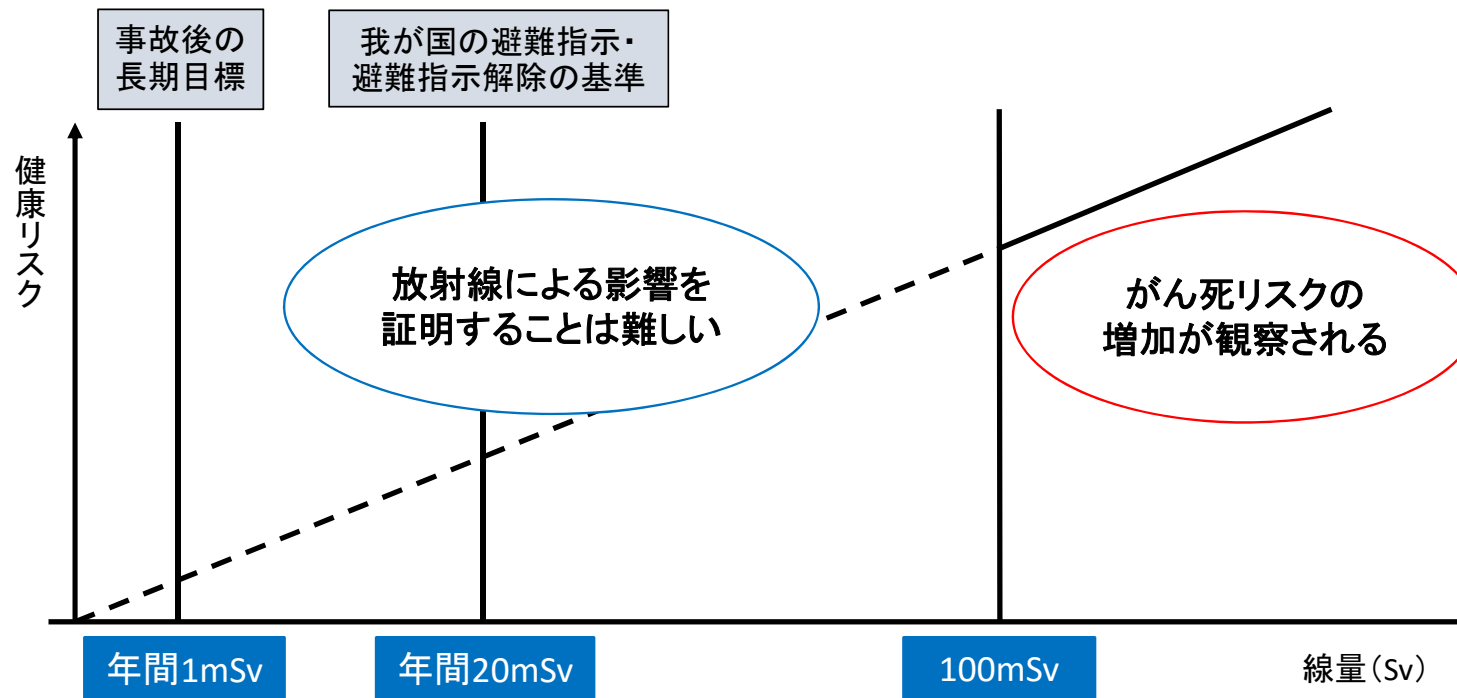
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

- 被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。（応募期限は30年度末）
 - 加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。
- ※ 既存の立地補助金は基金残を活用し、今まで通り津波浸水地域と福島県全域を対象に現行の事業を継続。（応募期限は30年度末）

放射線防護に対する我が国の対応

参考1

- 被ばく線量が100mSvを超える場合には、被ばく線量の増加に伴ってがん死リスクの増加などが観察される。被ばく線量が100mSv以下の場合には、がん等の影響は他に要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明をすることは難しいというのが国際的な認識。
- 国際放射線防護委員会 (ICRP) の勧告によれば、緊急時被ばく状況下においては、年間20～100mSvの範囲で状況に応じて適切な参考レベルを設定することとされており、我が国は最も厳しい20mSvを採用した。
- ただし、年間20mSvは放射線被ばくにおける安全と危険の境界を表したものではない。



個人が受ける実際の被ばく線量について

参考2

- 1時間当たりの空間線量率から推計した1年間の被ばく線量は、保守的な仮定に基づくもの。
- 実際に個人が受ける被ばく線量(個人線量)は、個人線量計によって適切に実測することが可能。

＜個人線量計の例＞



D-シャトル



ガラスバッジ

(参考) 田村市、川内村、楡葉町の空間線量率と個人線量

	空間線量率※1 ($\mu\text{Sv/h}$)	年間被ばく線量・推計値 (mSv)	年間個人線量・実測値※2 (mSv)
田村市	0.36	1.89	1.17
川内村	0.31	1.63	0.88
楡葉町	0.30	1.58	1.12

※1 旧避難指示解除準備区域の宅地における除染後の空間線量率平均

※2 旧避難指示区域の住民(測定希望者)の個人線量平均

「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）」
平成25年11月20日原子力規制委員会決定）抜粋

放射線による被ばくに関する国際的な知見及び線量水準に関する考えは、以下のとおりである。

- 放射線による被ばくがおよそ100 ミリシーベルトを超える場合には、がん罹患率や死亡率の上昇が線量の増加に伴って観察されている。100 ミリシーベルト以下の被ばく線量域では、がん等の影響は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。（中略）
- 公衆の被ばく線量限度（年間1 ミリシーベルト）は、国際放射線防護委員会（ICRP）が、低線量率生涯被ばくによる年齢別年間がん死亡率の推定、及び自然から受ける放射線による年間の被ばく線量の差等を基に定めたものであり、放射線による被ばくにおける安全と危険の境界を表したものではないとしている。（中略） 線量限度は線源が制御された計画被ばく状況のみに適用され……る。
- 避難指示区域への住民の帰還にあたっては、（中略） 以下について、国が責任を持って取組むことが必要である。
 - ・長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう目指すこと（以下略）

放射線に関する一般的理解(身の回りの放射線)

○日本人が日常生活で受ける年間の被ばく線量は、**平均約6ミリシーベルト**(自然界と医療行為の合計)

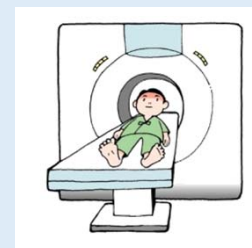
(復興庁ほか 放射線リスクに関する基礎的情報)

自然界から受ける放射線
年間**2.1**ミリシーベルト(日本平均)

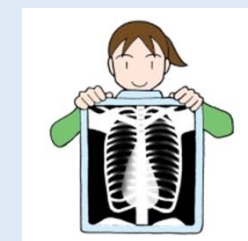


(※) 世界平均 **2.4**

医療行為で受ける放射線
年間**3.9**ミリシーベルト(日本平均)



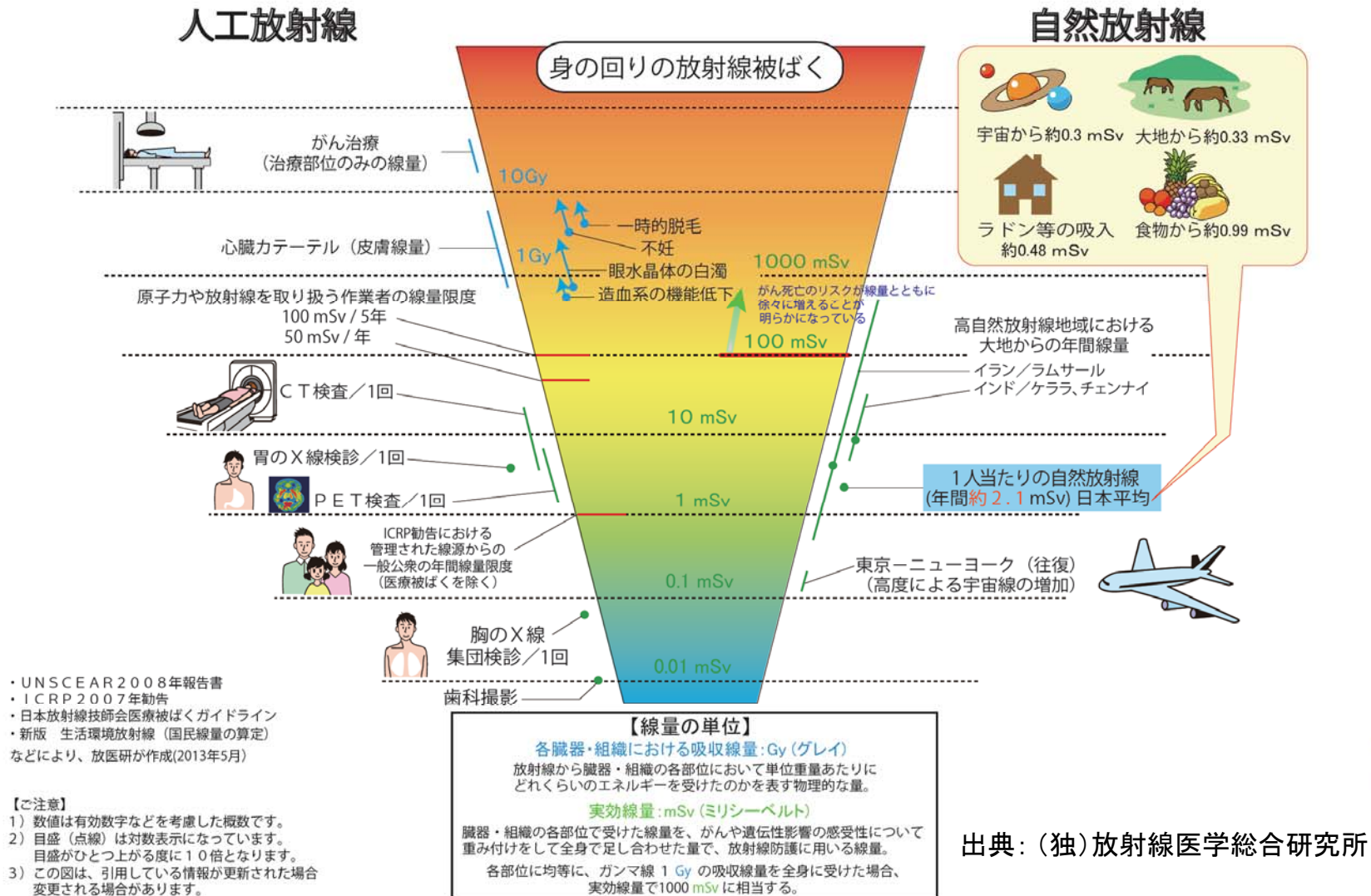
胸部CTスキャン
2.2～12.9ミリシーベルト/1回



胸部エックス線撮影
0.02～0.3ミリシーベルト/1回

放射線被ばくの早見表

参考5



放射線と生活習慣によるがんリスクの比較

○放射線と他の発がん要因等のリスクとを比較すると、例えば、**喫煙は1,000～2,000ミリシーベルト、肥満は200～500ミリシーベルト、野菜不足や受動喫煙は100～200ミリシーベルト**のリスクと同等とされています。

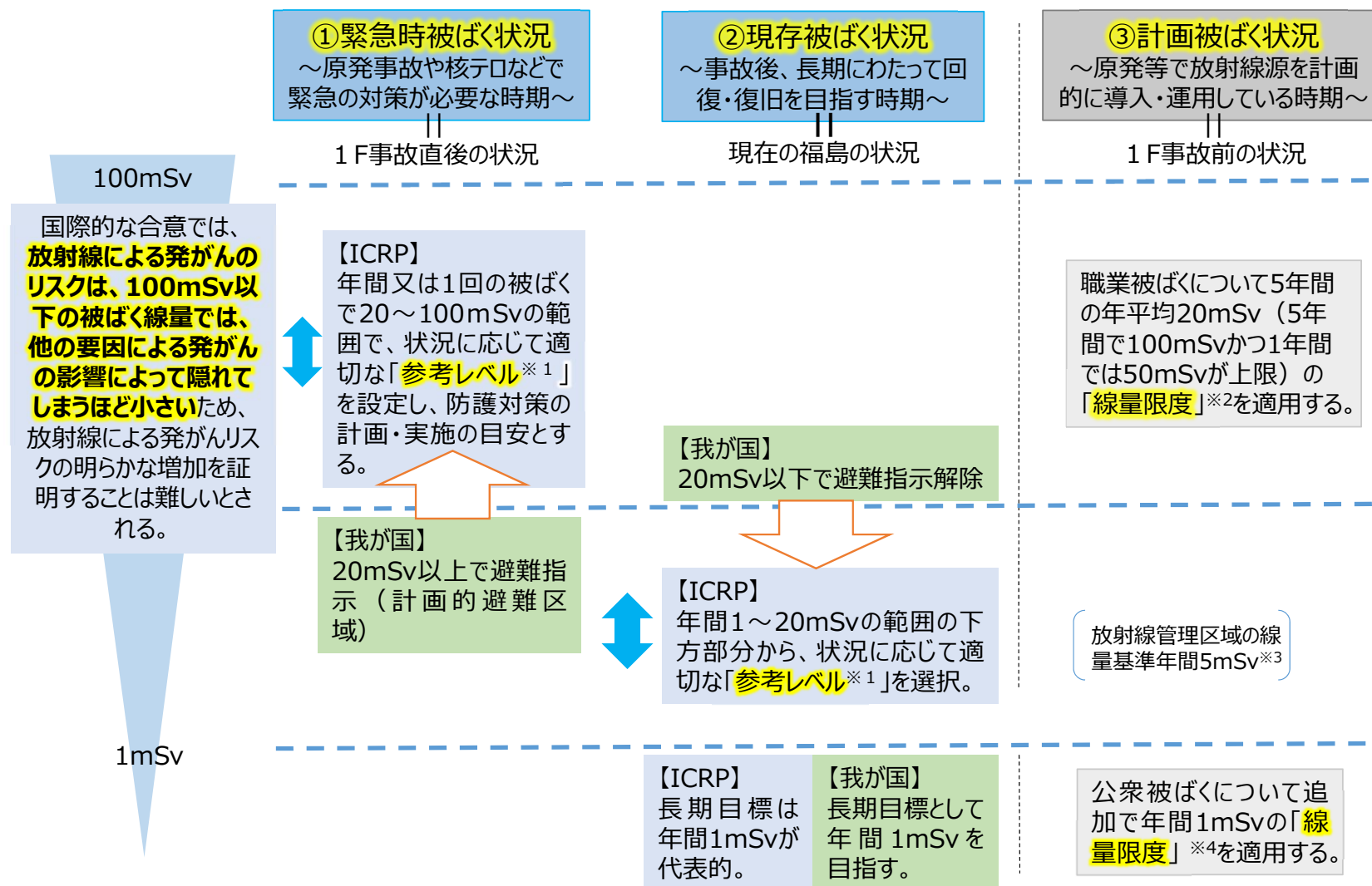
(平成23年12月 内閣官房低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書)

放射線の線量 (ミリシーベルト/短時間1回)	がんの相対リスク(倍)	生活習慣因子
1000 - 2000	1.8 1.6 1.6	喫煙者 大量飲酒(毎日3合以上)
500 - 1000	1.4 1.4	大量飲酒(毎日2合以上)
200 - 500	1.19 1.29 1.22 1.15-1.19 1.11-1.15	やせ(BMI<19) 肥満(BMI≥30) 運動不足 高塩分食品
100 - 200	1.08 1.06 1.02-1.03	野菜不足 受動喫煙(非喫煙女性)
100 以下	検出不可能	

【出典データ】国立がん研究センター

国際放射線防護委員会(ICRP)の考え方と我が国の対応

参考7



- (※ 1) 「参考レベル」は、経済的及び社会的要因を考慮し、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする「最適化」の原則に基づいて措置を講じるための目安とされている。】【放射線リスクに関する基礎的情報P16】
「安全」と「危険」の境界を表したり、あるいは個人の健康リスクに関連した段階的变化を反映するものではない」
【ICRP2007年勧告（Publ.103）】
- (※ 2) 「日本の法律では、国際放射線防護委員会（ICRP）の1990年勧告（Publ.60）を取り入れ、線量限度を設けている。ICRPでは、線量限度は“安全”と“危険”の境界線ではなく、これを超えることで個人に対する影響は容認不可と広くみなされるようなレベルの線量として設定している。】【放射線リスクに関する基礎的情報P22】
- (※ 3) 放射線管理区域の線量基準は、我が国は年間5mSvとしているが、これは、作業員や施設周辺の住民に対する被ばく線量を効率的に管理するために定められた、放射線業務を行うに当たって放射線管理を行うことを事業者課す基準値であり、「安全」と「危険」の境界を表すものではない。
- (※ 4) 「公衆被ばくの線量限度（実効線量）である追加の年間1ミリシーベルトは、健康に関する「安全」と「危険」の境界を示すものではなく、線源を導入・運用する者に対して厳格な管理を求める趣旨から、公衆への被ばく線量を可能な範囲で最大限低減させるために採用されているもの。】【放射線リスクに関する基礎的情報P16】
「ラドンによる被ばくを除けば、自然放射線源からの年実効線量は約1 mSvであり、海拔の高い場所およびある地域では少なくともこの2倍である。これらすべてを考慮して、委員会は、年実効線量限度1 mSvを勧告する。】【ICRP1990年勧告（Publ.60）】